

II D.Dを万能視せず対策を M&Aに関する 不正リスクの許容ライン

異業種への参入、業容の拡大などを検討する企業において、M&Aは有力な選択肢である。しかし、買収しようとする会社の実態を、M&Aの決断を行う前に解明することは事実上不可能であり、買収後に問題が発覚することも少なくない。

この章では、M&Aにより連結対象とした子会社における不正の原因究明のための調査結果の報告を通じて、M&A手続のどこに問題があったのかを検証したい。

子会社による棚卸資産の過大計上の事例

(株)マツモトキヨシホールディングス(以下、「マツモトキヨシHD」という)は、2015年11月11日、「当社連結子会社における不正な会計操作に関する調査結果等について」⁽¹⁾という

リリースを出し、2012年2月に連結子会社とした(株)イタヤマ・メデイコ(以下、「イタヤマ社」という)について、(株)マツモトキヨシ信越販売(以下、「甲信越販売社」という)による吸収合併の手続において、404百万円の棚卸資産が過大計上されており、これを2012年3月期において、過年度決算の訂正を行うというものであった。

マツモトキヨシHDは、イタヤマ社の子会社化にあたり、第三者機関によるデューデリジェンスを行い、サンプル店舗においては実査も同時に行われていたが、在庫金額の差異など、不正な会計操作の兆候は発見できなかった。デューデリジェンスの結果、商品在庫の評価価値減少と在庫評価方法の違いにより生じる在庫金額の評価減により、純資産は約300百万円の債務超過状態であったことから、マツモトキヨシHDは

イタヤマ社株式価値を1株当たり1円(合計1,200円)という備忘価値で交渉を進め、株式譲渡契約に至っていた。

こうした経緯をみると、デューデリジェンスにおいて本件不正が発見されていた場合に、マツモトキヨシHDが株式譲渡契約を締結しないという選択肢があったかどうかはわからないが、「不動となつていいる可能性が高い商品在庫」というリスクを指摘しておきながら、全店舗の実地棚卸を行わなかった点は惜しまれるところである。

(1) <http://www.matsumotokyoshi-hd.co.jp/news/data/55cb00e157619a0a5e8721829c36fdcc.pdf>

子会社による補助金不正受給の事例

サイオステクノロジー(株)(以下、「サイオス」という)は、2016年

6月9日、「社内調査委員会の報告書受領に関するお知らせ」⁽²⁾というリリースを出し、100%出資子会社である(株)関心空間(旧社名は株SIIIS。以下、「SIIIS」という)において、2011年10月から2014年3月まで参加していた、一般社団法人新エネルギー導入促進協議会(以下、「NEPC」という)による次世代エネルギー技術実証事業費補助金の対象事業である「電力需要抑制のモデル化と高自給率コミュニティの計画・運用体系化に関する実証事業(長崎県佐世保市)」において、補助金の不正受給を行っていた事実を公表した。

SIIISによる不正は、協力会社に対する外注費・設備購入代金を水増しした金額で発注を行い、支払った金額の一部を業務委託費等の名目でSIIISに還流させる手口と、SIIISにおける社内人件費を過大報告する手口により、補助金を過大に申請し、不正に受給した補助金の合計額は107百万円に達していた(図表2)。

サイオスが、SIIISの買収にあたってどのようなデューデリジェンスを行ったのか、報告書に記述はないが、第三者割当増資引受時のリリース⁽³⁾には、次のように、SII